

令和元年

上砂川町議会会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和元年第4回定例会

第1号(12月11日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
副議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	5
副議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	5
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について	6
議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	8
議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について	10
議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について	10
議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	10
議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について	12
議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)	14
議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	16

議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）	16
散会の宣告	18

第2号（12月12日）

議事日程	19
会議録署名議員	19
開議の宣告	19
会議録署名議員指名について	19
一般質問	20
高橋成和	20
企画課長 浅利基行	21
総務課長 米田淳一	21
小澤一文	22
総務課長 米田淳一	23
福祉課長 山崎数浩	24
議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について（原案可決）	24
議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	24
議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	24
議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について（原案可決）	24
議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について（原案可決）	24
議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（原案可決）	24
議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について（原案可決）	24
議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	24
議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）（原案可決）	24
議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	24
議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）（原案可決）	24
調査第4号 所管事務調査について（許可）	28
派遣第3号 議員派遣承認について（承認）	28
追加日程について	28
発議第2号 特別委員会の設置について	28
年末挨拶	29

閉会の宣告..... 3 1

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.11	12.12
1	小澤一文	○	○
2	越前等	○	○
3	伊藤充章	○	○
4	吉川洋	○	○
5	数馬尚	○	○
6	堀内哲夫	○	○
7			
8	高橋成和	○	○
9	大内兆春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.11	12.12
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	芥 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.11	12.12
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○

令和元年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第1日）

12月11日（水曜日）午前10時00分 開会
午前11時04分 散会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
12月11日～12月12日
2日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
3) 第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
4) 第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
5) 第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（副議長）
6) 石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告（議長）
7) 例月出納検査結果報告（9・10・11月分）
第 4 町長行政報告
第 5 教育長教育行政報告
第 6 議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
第 7 議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
第 8 議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例制定について

- 第 9 議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について
第10 議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について
第11 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
第12 議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について
第13 議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
第14 議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）
第15 議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第16 議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）
※ 議案第30号～第40号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

8番 高橋成和

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日と12月12日の2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日と12月12日の2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会及び第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 令和元年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が令和元年11月25日月曜日午前10時より開催されましたので、ご報告いたします。

場所でございますが、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 平成30年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会定例会が令和元年11月25日月曜日午前11時より開催されましたので、ご報告いたします。

場所でございますが、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございますが、議案第1号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成30年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会及び第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の結果について一括して報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、令和元年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和元年12月2日月曜日午前10時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件につきましては、報告第1号 定期監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 平成30年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されました。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につき、令和元年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和元年12月2日月曜日午後2時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

議件でございますが、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合副議長の選挙について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例、認定第1号 平成30年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、副議長に深川市議会、辻本智議員が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の結果について私から行います。

令和元年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時ですが、令和元年12月2日月曜日午前11時。

場所については、滝川市議会議場（滝川市役所10階）。

議件、報告第1号 定期監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、報告第3号 平成30年度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 令和元年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 副組合長の選任について、認定第1号 平成30年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、副組合長に美唄市、市川厚記副市長が選任されましたほか、議件については各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、以上報告をいたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件に

つきましては、お手元に配付の報告書の9月、10月、11月分のおりでございますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和元年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（大内兆春） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和元年第3回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎議案第30号

○議長（大内兆春） 日程第6、議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、砂川市に委託する学校給食事務のうち調理、洗浄業務に関する事務について規約を定め、事務委託に関する議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願ひいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第30号について内容の説明を申し上げます。

お手元に配付の資料ナンバー1をご参照願ひます。来年4月より砂川市に学校給食調理業務のうち調理業務と食缶の洗浄業務を事務委託するため、地方自治法の規定に基づき、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担等を定める砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について議会の議決を求めるものであります。

現在行っている給食業務のうち、砂川市に給食調理業務及び食缶等の洗浄を事務委託するもので、食器の洗浄や各学校で行っている給食費の徴収については従来同様に行うものであります。

なお、運搬につきましては、業者委託により米飯、パン、副食についても砂川市学校給食センタ

一から学校までの配送をお願いするものであります。

経費負担の算出方法につきましては、前年12月1日現在の食数割とし、負担金の納付については四半期ごとに支払うこととしております。

このたびの砂川市への事務委託によりまして、給食調理員の確保対策ができ、児童生徒への給食が安心、安全、そして安定して提供することができ、児童生徒の減少による給食費の高騰も抑制することができるものであります。

なお、温食缶等の備品につきましては、令和2年4月より事務委託するため、本定例会に補正予算計上させていただき、事務委託に係る経費につきましては新年度予算に計上させていただくこととしております。

それでは、本文に参ります。砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約。

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、砂川市と上砂川町における学校給食に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 上砂川町は、学校給食の調理及び洗浄に関する事務を砂川市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条に規定する委託事務の管理及び執行については、砂川市の条例、規則及び規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、上砂川町の負担とし、上砂川町はその年度に要した経費を、砂川市に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納入の時期は、砂川市長と上砂川町長との協議により定めるものとする。この場合において、砂川市長は、あらかじめ

委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を上砂川町長に送付しなければならない。

3 委託事務の経費の負担については、砂川市と上砂川町の間でその基本的な算定方法を定めるものとする。

(委託事務の収支の分別)

第5条 砂川市長は、その委託事務の管理及び執行に係る収支については、砂川市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 砂川市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を上砂川町長に通知するものとする。

(連絡会議等)

第7条 砂川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、上砂川町長と連絡会議を開くものとする。

2 前項の連絡会議のほか、委託業務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて上砂川町の学校給食事務関係者との調整会議を開くことができる。

(条例等改廃の場合の措置)

第8条 委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部または一部を改廃しようとする場合においては、砂川市長は、あらかじめ当該条例等を上砂川町長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部又は一部が改廃された場合において、砂川市長は、直ちに当該条例等を上砂川町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、上砂川町長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附則

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い剰余金が発生したときは、速やかに上砂川町に還付しなければならない。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号 議案第32号

○議長（大内兆春） 日程第7、議案第31号と日程第8、議案第32号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第8、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第31号及び32号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じた改定を行うため、

関係条項を改正するものであること。

次に、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文、別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、本文、別表の読み上げにつきましては省略することに決定しました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第31号及び議案第32号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの改正は、一般職の月例給与と住居手当、これに特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について、令和元年人事院勧告に準じた改正を行うものであります。

お手元に配付しております資料ナンバー2をご参照願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため、昨年度に引き続き給与の引き上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の令和元年給与勧告の概要にありますとおり大卒者に係る初任給を1,500円、高卒者に

係る初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ、若年層が在職する号俸を平均0.1%引き上げとなるものであります。住居手当につきましても公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、民間の状況を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げるもので、実施時期は令和2年4月1日であります。また、期末、勤勉手当につきましても民間の支給状況に見合うよう0.05月引き上げることにより現行の年間4.45月が4.50月となり、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

なお、支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.225月、12月期に2.275月を支給、次年度以降は6月期に2.25月、12月期に2.25月を支給することとし、既に支給済みである給料及び期末、勤勉手当に係る引き上げ分は実施時期である平成31年4月1日に遡及して支給するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして議案第31号の別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本文に参ります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「受けるべき勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の規定にかかわらず、当該住居

手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）第2条の規定による改正後の給与条例第9条の1第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の1第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

続きまして、議案第32号でございます。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の222.5」を「100分の225.0」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の225.0」に改める。

附則第3項中「平成34年」を「令和4年」に改める。

（上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の222.5」を「100分の225.0」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の225.0」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当に関する特例措置）

2 令和元年度に限り、12月に支給する期末手

当の額は、改正後の条例の規定中「100分の225.0」とあるのを「100分の227.5」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号 議案第34号 議案第35号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第33号と日程第10、議案第34号、さらに日程第11、議案第35号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定についてと日程第10、議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について及び日程第11、議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第33号、第34号及び議案第35号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について。

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員を任用するに当たり必要な事項

を定めるため、本条例を制定するものであること。

次に、議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員を任用するに当たり必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

次に、議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員を任用するに当たり必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第33号、議案第34号及び議案第35号について一括して内容の説明をいたします。

資料ナンバー4をご参照願います。地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律が令和

2年4月1日より施行されるに当たり、臨時職員等の新しい枠組みとして会計年度任用職員制度が創設されたことから、これに準拠した制度の運用のため、関係条例を制定するものであります。

初めに、制度の主な趣旨であります。これまで各自治体の裁量で任用していた臨時職員等の非常勤職員について全国的に著しい増加傾向にある中、任用根拠や給料等の処遇を明確化し、雇用の適正化を図るためにそれら基準を条例、規則において定め、1会計年度を超えない範囲で任用される会計年度任用職員として任用を行うものであります。会計年度任用職員は、1週当たりの勤務時間が常勤職員と同じ38時間45分のフルタイム型と38時間45分未満のパートタイム型の2種類の職種に分類されるもので、フルタイム型は給料、期末手当を含む各種手当並びに退職手当の支給及び共済組合への加入など常勤職員とほぼ等しい任用となり、パートタイム型は報酬のほか、通勤手当、期末手当、時間外勤務手当が支給対象となるほか、いずれの職種においても年次有給休暇を初め、特別休暇の付与、分限、懲戒等の服務規定、人事評価は常勤職員と差異がなく適用となるものであります。明年4月からは、本町の嘱託職員、臨時職員についてもいずれかに分類され、それぞれの形態で任用していくこととなるものであります。また、1回の任期は1会計年度ごとの1年ですが、任用に当たっては選考により適性が認められる場合は再度の任用も可能となります。

本町の状況であります。本年11月末現在で長期嘱託職員のほか、季節的雇用職員、短時間雇用職員全てを合わせますと約100人が会計年度任用職員へ移行となるもので、個々の業務内容を精査し、年間を通して常勤同様の勤務時間を要する一部の職種に限りフルタイム型とし、そのほか大多数は勤務時間や職務内容、常勤職員との職責の差を鑑み、パートタイム型で任用することで職の位置づけを行うことといたします。また、給料、報

酬は給料表に基づく支給となりますが、現在雇用している嘱託、臨時職員は会計年度任用職員移行後においても年所得額が現在を下回ることはないよう手当を含めて調整し、現給を保障してまいります。その他、期末手当の支給額やパートタイム職員の報酬、勤務時間、休暇等、本条例の施行に関して必要な事項は、別途規則において定めてまいります。

また、資料ナンバー5には議案第35号に係る新旧対照表を添えておりますので、後ほどご参照願います。

以上が制度の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（大内兆春） 日程第12、議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る事項を改めるため、本条例を制定するものであるこ

と。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第36号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方自治体においても成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている条例の関係条項について所要の見直しを行うものであります。

本町においては、上砂川町職員の旅費に関する条例、職員の分限についての手続及び効果に関する条例並びに上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例に一部制限が設けられていることから、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー6の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について。

（上砂川町職員の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 上砂川町職員の旅費に関する条例（昭和33年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで若しくは」を「第16条各号又は」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「できる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和27年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和50年上砂川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第37号

○議長(大内兆春) 日程第13、議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の関係条項を改正するものである

こと。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第37号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、近年の社会情勢を踏まえ、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の拡充を図る観点から、本条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、貸付利率の軽減として貸付利率を現在の3%から無利子とし、償還方法の拡充として借り受け人の償還を容易とし、債権の確実な回収を行うため、現在の年賦償還を半年賦または月賦償還でもできるように見直し、災害援護資金の貸し付けを受けた者の収入または資産の状況についての報告等に係る算定を整備するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー7の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入りますが、正誤表もあわせてご参照願います。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年上砂川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条中「、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「、無利子」に改める。

第15条第1項中「年賦償還」を「年賦、半年賦又は月賦償還」に改め、同条第2項中「元利」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一

時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第14条及び第15条（半年賦又は月賦に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第38号

○議長（大内兆春） 日程第14、議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,240万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第38号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金108万円の追加で、1億2,029万9,000円となります。

2 項道補助金108万円の追加で、795万9,000円となります。

15款財産収入217万8,000円の追加で、1,872万6,000円となります。

2 項財産売払収入217万8,000円の追加で、220万9,000円となります。

20款繰越金974万2,000円の追加で、7,205万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,300万円の追加で、32億6,240万円となります。

2、歳出、1 款議会費18万円の減額で、3,742万4,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費159万5,000円の追加で、4 億7,068万1,000円となります。

1 項総務管理費159万5,000円の追加で、4 億3,207万3,000円となります。

3 款民生費318万3,000円の追加で、7 億7,758万6,000円となります。

1 項社会福祉費242万9,000円の追加で、6 億6,969万7,000円となります。

2 項児童福祉費75万4,000円の追加で、1 億556万7,000円となります。

6 款農林水産業費101万2,000円の追加で、399万3,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

8 款土木費341万7,000円の追加で、4 億2,973万7,000円となります。

2 項道路橋りょう費237万8,000円の追加で、1 億6,639万7,000円となります。

3 項住宅費103万9,000円の追加で、1 億5,605万5,000円となります。

10 款教育費580万5,000円の追加で、1 億2,994万5,000円となります。

2 項小学校費357万5,000円の追加で、3,595万4,000円となります。

3 項中学校費223万円の追加で、4,027万2,000円となります。

13 款職員費183万2,000円の減額で、4 億7,007万1,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,300万円の追加で、32億6,240万円となります。

事項別明細書 6 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款 1 項 1 目議会費18万円の減額で、3,742万4,000円となります。1 節報酬19万2,000円の減額は、常任委員会の統合による報酬の精査で、3 節職員手当等は人勸と常任委員会統合による精査であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費32万5,000円の追加で、7,314万2,000円となります。4 節共済費50万円の減額は、臨時職員 2 名分の不用額の精査で、18 節備品購入費82万5,000円の追加は庁舎用除雪機を購入するものであります。

2 目文書広報費15万円の追加は、町広報の印刷製本費として開町70年、日本ハム応援大使の特集ページの増によるものであります。

5 目財産管理費112万円の追加は、庁舎東館自動ドア、福祉医療センター消防設備の修繕料の追加であります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費150万円の追加は、重度心身障害者医療費の入院者の増によるものであります。

3 目社会福祉施設費43万7,000円の追加は、中央ふれあいセンターストーブの修繕料であります。

5 目地域包括支援センター費49万2,000円の追加は、人勸による精査であります。

2 項 1 目児童福祉総務費75万4,000円の追加は、ひとり親家庭と乳幼児医療の対象者の増によるものであります。

6 款 1 項 1 目林業振興費101万2,000円の追加は、熊用箱わなを購入するものであります。

次ページであります。8 款 2 項 1 目道路維持費237万8,000円の追加で、1 億6,639万7,000円となります。除排雪業務の委託料をこれまでの降雪時の出勤実績方式から固定経費方式に変更したことと事業精査による予算の組み替えであります。なお、本年度はこの方式で実施いたしますが、実施結果を見て来年度再度検討することとしております。7 節賃金149万4,000円の減額は、除雪運転手11名分計上しておりましたが、昨年同様9名になったことによるもので、11 節需用費120万円は委託業者の燃料費を町で支払うことによるもので、13 節委託料353万8,000円の追加は固定経費方式に変更したことによるもので、14 節使用料及び賃借料はこれまで排雪ダンプを運転手つきで借り上げていたものを車両のみの借り上げにしたことによる減額であります。

3 項 1 目住宅管理費102万円の追加は、東鶉公営住宅の火災報知機などの消防設備の修繕料であります。

2 目公営住宅建設費 1 万9,000円の追加は、人勸による精査であります。

10 款 2 項 1 目学校管理費357万5,000円の追加で、2,747万4,000円となります。3 項 1 目学校管理費223万円の追加で、3,206万7,000円となります。小中学校のパソコン教室のパソコンのOSのサポートが明年1月に停止となるため、小中学校の各20台のパソコンをリース方式に変更し、12 節役務費、13 節委託料、14 節使用料及び賃借料に小

学校で146万3,000円、中学校で147万円を追加するものであります。給食業務の事務委託に伴い、保温食缶等の整備が必要であることから、18節備品購入費に小学校で211万2,000円、中学校で76万円追加するものであります。

13款1項1目職員給与費183万2,000円の減額は、職員の異動と人勸による精査であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項2目民生費補助金108万円の追加で、722万9,000円となります。1節社会福祉費補助金86万3,000円の追加は、歳出で重度心身障害者医療費追加分に係る道負担金の計上であります。2節児童福祉費補助金21万7,000円の追加は、歳出で乳幼児医療費追加分に係る道負担金の計上ではありません。

15款2項1目物品売払収入217万8,000円の追加は、不使用となっていた除雪ドーザー2台分の売払収入であります。

20款1項1目繰越金974万2,000円の追加は、前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号

○議長（大内兆春） 日程第15、議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,658万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第39号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料2万2,000円の追加で、3,102万9,000円となります。

1項使用料、同額であります。

歳入合計が2万2,000円の追加で、1億3,658万1,000円となります。

2、歳出、1款下水道費2万2,000円の追加で、3,733万1,000円となります。

1項下水道整備費2万2,000円の追加で、2,839万9,000円となります。

歳出合計が2万2,000円の追加で、1億3,658万1,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目総務管理費2万2,000円の追加は、人勸による精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、2款1項1目下水道使用料2万2,000円の追加は、下水道使用料を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号

○議長（大内兆春） 日程第16、議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第1号）に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,397万4,000円、補正予算額27万4,000円、計1億3,424万8,000円。

第1項営業収益、8,421万7,000円、27万4,000円、8,449万1,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,397万4,000円、補正予算額27万4,000円、計1億3,424万8,000円。

第1項営業費用、1億1,219万9,000円、27万4,000円、1億1,247万3,000円。

2ページでございます。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予算額1,717万6,000円、補正予算額5万5,000円、計1,723万1,000円。

令和元年12月11日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第40号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和元年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益27万4,000円の追加で、1億3,424万8,000円となります。

1項営業収益27万4,000円の追加で、8,449万1,000円となります。

1目給水収益27万4,000円の追加で、8,434万9,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用27万4,000円の追加で、1億3,424万8,000円となります。

1項営業費用27万4,000円の追加で、1億1,247万3,000円となります。

1目原水及び浄水費21万9,000円の追加で、1,847万4,000円となります。

4目総係費5万5,000円の追加で、2,039万8,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費21万9,000円の追加は、浄水場職員病気休暇に伴う代替賃金を追加するもので、4目総係費5万5,000円の追加は人勸による精査であります。

次に、収益的収入であります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益27万4,000円の追加は、水道料金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あす午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

上砂川町議会第4回定例会会議録（第2日）

12月12日（木曜日）午前10時00分 開議
午前10時49分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
- 第 4 議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について
- 第 7 議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について
- 第 8 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 9 議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について
- 第10 議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第11 議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）
 - 第12 議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第13 議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）
※ 議案第30号～第40号までは、質疑・討論・採決とする。
 - 第14 調査第4号 所管事務調査について
 - 第15 派遣第3号 議員派遣承認について
- （追加日程）
- 第16 発議第2号 特別委員会の設置について

○会議録署名議員

8番	高	橋	成	和
1番	小	澤	一	文

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋副議長、1番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和議員

○議長（大内兆春） 8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 令和元年第4回定例会に当たり、通告しております2件の質問をいたします。

1件目ですが、行政情報サービスについて質問いたします。平成26年より防災情報に関するメールサービスを防災担当課より登録制のもと実施しておりますが、最近はスマートフォンの普及によりライン、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等のソーシャルネットワーキングサービス、SNSの利用率が急速に伸びていることで他の自治体においてもSNSによる行政情報の情報配信がふえてきております。昨年の胆振東部地震の際の大規模停電の際に本町においては、地域おこし協力隊の発信するフェイスブックアカウントがあったことで適切な災害避難情報を得ることができたと自分も認識しておりますし、町民からも的確な情報を得ることができたというお話を聞いております。現在上砂川町独自のフェイスブックアカウントがありますが、これまでの登録制メー

ル配信と同様に防災担当課が主体となり、国民保護情報、災害情報、避難情報、住民情報を配信することができないかと感じるところです。

最近では、若年層だけではなく高齢層まで全ての年代層においてラインのツールを利用する方がふえている傾向にあります。また、従来からあるガラケーと呼ばれる携帯電話の機種につきましては、2022年に3G対応機種が廃止予定となっており、今後スマートフォンの機能も備えているガラホと呼ばれている4G対応機種に移行されることでSNSも利用できるようになってきております。全国的に見ると、過去の災害発生時にSNSで多くのデマが拡散され、混乱を招いた経緯もあり、昨年の胆振東部地震の際にもデマが流出する事例があったように感じております。このような時代だからこそ、町としてしっかりとSNSのガイドラインを設定し、住民に向けての行政情報の配信を的確に行う必要があると思いますが、整備計画について今後の方針をお伺いいたします。

質問の2件目ですが、自主防災組織の確立に向けてであります。今年度当初から本町の自主防災組織率がゼロ%ということもあり、町長から自主防災組織指導育成計画の策定を今後行っていくというお話がありました。町民におきましても近年の台風や大雨による災害や昨年の胆振東部地震の際の3日間の停電などの災害を経験したことにより、町民の自主防災意識は強くなっているのではないかと感じております。特に昨年の胆振東部の地震による大規模停電におきましては、もし災害が冬期間に発生していたらと思うと生命の危険を感じたこともあり、今後できる限り公助だけに頼らない自助、共助の必要性を痛感させられましたし、自主防災組織について確立させていきたいという強い思いが芽生えました。自治会連絡協議会においても今年度石狩市にある北海道電力LNG火力発電所の施設訪問し、研修したところす

が、現状として自主防災組織の必要性を認識していても自治会や地域住民はどのように進めてよいかわからない状況にあるのではないかと思います。

自主防災組織率の高い自治体を見ますと、やはり行政主導で町内会に向けて設置の助言や支援を行っているところがほとんどのようですが、今年度から本町も地域防災マネジャーを有する方が職員採用となりましたことから、自治会連絡協議会を通じて自主防災組織の確立に向けて研修会等を開催する予定なのかと思います。今後有用性を発揮させていくために、地域住民との連携や自主防災組織への啓発を行う上で他の職員のサポートが重要となってくると思いますが、現状として高齢化率の高い本町においては多くの課題も予測されているのではないかと思います。今思いつくところでは、各地域に住む防災の知識のある消防団員の皆様との連携が欠かせないと思いますが、自治会、町内会との災害対応能力向上を図っていくためには協議、連絡調整についてどのように進めていけばよいのかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 8番、高橋議員の1件目のご質問、行政情報サービスについてお答えいたします。

本町のイベント等の情報発信につきましては、広報やホームページのほか、協力隊のフェイスブックやインスタグラム、空知総合振興局のそらち・De・ビュー、中空知広域市町村圏組合のなかそらち会議でのサイトに掲載しているところであり、平成30年10月からは北海道文化放送が実施しております自治体情報提供サービス、いわゆる地デジ広報を利用した情報発信も行っております。また、防災情報等に関するメール配信サービスに

つきましては、平成26年度よりJアラートと連動した登録制メールサービスにより実施しているところであり、国民保護情報や気象情報、食中毒警報など配信しており、現在140の方が登録されており、利用の呼びかけも行っているところであり

ご質問にありますSNSを利用した情報発信がありますが、メールにかわるコミュニケーションアプリとしてツイッターやフェイスブック、インスタグラムのほか、ラインなどが広く普及しており、近隣では芦別市がラインを利用した災害情報等の提供を開始しているところでもあります。こうしたSNSを使つての情報発信が広く普及した今、使い勝手のよい手段と認識しておりますが、一方では災害対応等のさなかで誤った情報発信をしてしまい、住民に大きな混乱を招く事例も報道されており、行政の公式のアカウントとして正確な情報を確実に発信することが求められている中、非常時において住民に対しSNSによる的確な情報発信を行うには限られた人員の中、チェック体制も含め、その運用体制をいかに確保するかが課題となっております。

議員ご指摘のとおり、国においては2020年から順次携帯電話等の移動通信システムを4Gに移行され、さらなる高速化と大容量のデータ転送を通称5Gの運用に入ることとしており、災害分野においても活用が見込まれますが、どのツールが住民の皆さんにとってよりわかりやすい情報発信になるのかも含め、既にSNSを整備している自治体の状況や国の動向も見きわめながら、あわせてさきに申し上げました地デジ広報の活用も含め検討していきたいと考えておりますことを申し上げます。

○議長（大内兆春） 次に、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 高橋議員の2件目のご質問、自主防災組織の確立に向けてについてお答えいたします。

近年の災害の傾向におきまして、行政だけでは対応し切れない甚大な被害が各地で発生し、とうとい人命が失われていますことは大変憂慮すべきことであり、みずからの命を守る上で自助、共助の必要性はますます重要であると認識しております。そのような中、共助に当たる自主防災組織の結成は、これまでの間消防が所管する業務として広域化する以前において地域に対し働きかけを行ってまいりましたが、残念ながら組織化に至っておりません。町といたしましては、本年6月に地域防災マネジャーの資格を有した防災専門員を採用し、その職務の一つに自主防災組織の結成に向けた取り組みを位置づけており、足がかりといたしまして8月には近隣先進地であります新十津川町へ出向き、結成のノウハウや現状を聞き取り調査してきており、今後地域組織結成への支援に生かしてまいりたいと考えております。

一般的な例といたしまして自主防災組織の役割は、平時には避難所施設と備蓄品の管理、また避難要支援者の把握など、災害時には行政と連携した避難所の運営や要支援者の安否確認、各戸への避難の声かけなどが挙げられますが、各町ごとに自主防災組織がやってもらえることを整理していただく必要がございます。町といたしましては、まずは各町自治会を窓口に関後研修会等を通じまして組織結成の働きかけを進め、これら想定されます役割をお示しし、地域ごとに担い手となる人材も全て同じではない中、できることから着手していただきたいと考えており、自治会長会議での研修会の開催を初め、自治会個々に助言を行いながら進めてまいりたいと考えておりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小澤一文議員

○議長（大内兆春） 次、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○1番（小澤一文） 初めに、火災予防についてお伺いします。

本年10月5日に鶴地区の町営住宅で火災が発生しました。火元の住宅は、内部全焼となり、隣の住宅にも延焼しましたが、幸いにも人的な被害が生じることなく鎮火に至りました。火災は、てんぷら油からの出火が原因でした。また、10月31日未明には世界遺産である沖縄県の首里城の正殿など主要な建物が全焼するといった火災もあり、改めて火災の恐ろしさを受けとめる機会となりました。住宅火災は、初期消火の対応が大切です。一般的に火災発生後一、二分以内に火元を消火することが重要と言われており、消火器による消火方法が最も確実とされています。このように消火器の備えがあれば、火災から自分自身や家族の生命と財産を守ることができます。しかしながら、実際に消火器を備えている一般家庭は決して多くないのが現状ではないでしょうか。地震や台風などの災害に対する備えに加えて、火災に対する備えをあわせて講ずる必要性を周知、普及し、さらなる防災、防火意識の向上のため具体的な対策が必要になります。

そこで、こうした視点に基づき、消火器を備える一般家庭をふやす取り組みを行政、消防、地域との協力体制のもと積極的に推進すべきではないかと考えます。それは、消防の火災予防啓発演習や予防査察などにおいて周知を図り、各地域で消火器を使用した消火訓練の実施、また定期的なPR活動の開催など、防火対策について広範な啓発活動の実践で広く町民に対しその必要性、有効性を反映させることが大切です。さらに、住宅用火災警報器との併用で火災予防対策の強化を図る取り組みを進めなければなりません。その上で広く

消火器の備えを促進するため、消火器購入の際には経済的負担の軽減を考慮し、購入費の一部助成を施策することで行政は防火安全対策のサポートをしていくべきではないでしょうか。消火器購入費助成についての見解をお伺いします。

次に、特定健診についてお伺いします。従来の健康診断は、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病やがんなどの早期発見、早期治療などが重視されたものでしたが、平成20年4月より始まった特定健診は40歳から74歳までの全ての被保険者、被扶養者を対象にメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した健診が行われ、その該当者及び予備群を減少させることを目的としています。該当する者に対しては、必要度に応じた特定保健指導が行われます。つまり特定健診は、特定保健指導の対象者となるかどうかを判断するための健診ということになります。自身の健康状態を知り、生活習慣の見直しなどを行うことによって健康管理が図られ、病気に対する予防ができ、結果医療費の抑制につながっていきます。

また、多くの町民に継続的に受診をしていただき、特定健診受診率の向上につなげることが大切です。本町の国保特定健診の受診率は、平成27年度32.7%、28年度42.8%、29年度47.8%、30年度46.9%となっています。数字は、北海道平均より高い受診率となっていますが、空知中部広域連合の計画目標である60%には達しておりません。しかし、本町の各種健診、予防接種等事業を初めとする施策については、町民に受診を促す点において大変有効と考えています。例えばワンコインで受診できることや前立腺がん検診にあっては、町内医療機関や空知医師会砂川会の医療機関でも健診ができるようになりました。こうした対策は、町民によりよい受診しやすい環境を提供し、町民の健康増進に寄与する事業として定着しています。町政執行方針には、自分の健康は自分で守ることを基本に各種検診の受診を促すため、検診自

己負担の軽減を継続するとあります。その上で第3期特定健診実施計画の達成に向けてさらなる受診率の向上への取り組みが求められますが、一例として胃がん検診についてお伺いします。胃がんは、肺がん、大腸がんに次いで死亡数が多い病です。それだけに早期発見、早期治療が重要なことは言うまでもありません。

そこで、胃がん検診を前立腺がん検診と同様の対応ができることを前提とし、従来の集団健診で実施しているバリウム検査による検診か、または直接胃カメラ検査による検診を実施するのか、どちらか選択ができるように制度の改善を求めるものであります。この制度は、全国の多くの自治体において採用されており、胃がん検診の継続性を高め、新規受診者の増加へとつながり、受診率の向上が見込まれる可能性があります。

以上、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を目標に町民の健康増進対策の今後の取り組みについてお伺いして、質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 1番、小澤議員の1件目のご質問、消火器購入費助成についてお答えいたします。

本年10月に発生しました鶉改良住宅での火災では、幸いにも負傷者はおりませんでした。出火建物は延焼も含めほぼ全焼し、2世帯3人が財産を失う被害となりました。このような火災に備えて一般家庭で消火器を常備し、発生時において正しく初期消火に当たることは大変重要であると認識しており、広域消防組合上砂川支署におきましても町内行事等を利用して参加者に消火器使用の実演体験を催すなど啓発に努めております。

一般家庭用の消火器の価格は、その容量にもよりますが、一般的には約5,000円程度で、使用年限は3年から5年程度、また本体も劣化することか

ら、薬剤の詰めかえは機種により不可能であるもの、もしくは好ましくないものとされており。

消火器購入に当たっての助成とのことですが、一般家庭に消火器を設置する法的義務はなく、あくまで任意であり、必要性は十分認識いたしますものの、設置後の維持を絶やすことができず、購入を促すことは難しいものがあり、購入時のみの単発的助成では済ますことのできない消耗品的要素が強いものでありますことから、現時点におきましては助成は難しいものと考えます。しかしながら、今後においても消防組合に対し家庭用消火器の普及PRと正しい使用法を含め、さまざまな機会を捉え、火災予防啓発活動の一層の推進、取り組みを要請してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（大内兆春） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎敦浩） 1番、小澤議員の2件目のご質問、特定健診、胃がん検診の取り組みについてにお答えいたします。

初めに、本町の国保特定健診の受診率は、平成27年度は32.7%でしたが、平成28年度からは40%を超え、平成30年度は46.9%となり、北海道の受診率28%、国の36.7%を上回っております。受診率が伸びてきた要因としては、保健師等による家庭訪問による受診勧奨や百歳体操などの各種介護予防事業等でのPRも受診率向上につながったものと考えております。

本町の各種健診体制につきましては、40歳から74歳の国民健康保険加入者対象の特定健診を初め、小学5年生から中学3年生を対象にした子どもの生活習慣病予防健診、20歳から39歳の町民を対象とした若年健診、75歳以上を対象にした後期高齢者健診と各世代にわたる切れ目のない健診により生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組んでおります。また、今年度からは、国保特定健診等の集団健診で翌年の健診の予約をすることができる早期予約システムを開始し、約9割の方が

早期予約を利用されており、これがリピーターを確保することができ、さらには受診率の向上につながるものと考えております。

がん検診につきましては、がん検診指針にのっとり適切ながん検診を実施できる検診機関で行うことと決められていることから、本町は北海道対がん協会と契約し、胃、肺、大腸がんは年3回、子宮がん、乳がんは年2回実施しており、負担軽減と受診率の向上を図るため平成30年度から検診料を大幅に値下げしたところであります。

議員の従来のバリウム検査による検診か、直接胃カメラによる検診を選択できるようにしてはとのご質問であります。各医療機関は診療の検査としては実施しておりますが、がん検診としては自治体単独、または2次医療圏域で構成する読影委員会での審査が必要となりますが、近隣の医療機関で実施できる体制は整っておらず、空知医師会砂川部会でも同様の状況で、さらに個別検診での胃カメラ検査も実施していないことから、現時点での実施は困難と考えます。しかしながら、がん予防は、生活習慣病発症、重症化予防と重なるところが多いことから、各種健診を通じてがん検診の重要性を広くPRし、受診率の向上を図るとともに、今後も町民が受診しやすい環境を整え、町民の健康づくりを進め、健康寿命の延伸に努めてまいりますことを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

**◎議案第30号 議案第31号 議案第32号
議案第33号 議案第34号 議案第35号
議案第36号 議案第37号 議案第38号**

議案第39号 議案第40号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第30号から日程第13、議案第40号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定しました。

日程第9、議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定については、原案の

とおり決定いたしました。

日程第10、議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定しました。

日程第11、議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定しました。

日程第12、議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（大内兆春） 日程第14、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（大内兆春） 日程第15、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に発議1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（大内兆春） 日程第16、発議第2号 特別委員会の設置について議題といたします。

提出者である数馬議員より内容の説明を受けます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 発議第2号 特別委員会の設置について。

上記議案を上砂川町議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年12月12日提出

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 高橋成和 吉川洋

伊藤充章

提案理由、上砂川町議会委員会条例第5条の規定に基づき、特別委員会を設置したいので、議会の議決を求めるものです。

それでは、内容の説明をいたしますので、裏面をごらんいただきたいと思います。特別委員会の設置内容につきましては、1といたしまして、特別委員会の名称は、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会。

2といたしまして、特別委員会の定数は8名、8名というのは議長を除く全議員という考え方であります。

3といたしまして、特別委員会の活動期間は、閉会中も継続審査ができるものとし、特別委員会の任期までとするものでございます。

4といたしまして、その任期は、令和元年12月12日から審査終了までを任期とするものでございます。

5といたしまして、所管する事務は、上砂川町

議会議員定数等に係る調査、審査、研究をするものでございます。

6といたしまして、審査、研究の方法といたしましては、議員定数等審査特別委員会に付託して行うということでございます。

以上、内容の説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大内兆春） 以上で内容の説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。数馬議員外3名から提出されました発議第2号 特別委員会の設置について、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 特別委員会の設置については、提案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

本特別委員会の委員については、議長を除く全議員を指名いたします。

なお、本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定により委員会におい

て互選することになっておりますが、申し合わせによりまして議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には数馬議員、副委員長には吉川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎年末挨拶

○議長（大内兆春） 以上で今定例会に付議されました案件については、全て終了いたしました。

ことし最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） ご指示により、令和元年の最終議会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。この1年間、大内議長を初め、議員各位には大変厳しい状況の中にもありましても山積する本町の諸課題の解決に向けた取り組みにご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本会議並びに常任委員会におきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決、決定をいただきましたことに対しましても重ねてお礼申し上げます。

ことしも残り20日ほどとなりました。改めてことし1年間に顧みますと、国内、道内、そして本町にとりまして例年になく多くの行事等があった年でありました。国内にありましては、天皇陛下の退位、即位、このことに伴い元号が平成から令和と改元され、新しい時代の幕あけとなり、皇室行事に多くの国民が祝賀ムードとなるなど明るい話題があった一方で、本年10月には消費税が8%から10%に引き上げが行われ、令和となりました

が、ことしも大規模自然災害が相次ぎ、台風15号、19号などによる局地的集中豪雨、暴風により特に北関東を中心に甚大な災害が発生するなど暗い出来事もあったところであります。改めて被災地の早期復興と災害に見舞われました皆様方にお見舞いとお悔やみを申し上げるものであります。

また、北海道においては、4月の統一地方選挙において16年間の高橋道政から新たに鈴木新知事へと道政が受け継がれたところであり、本町を初め、道内各市町村は人口減少や少子高齢化問題などを初め、多くの諸課題が山積しており、早急な対応が求められる中、新しい知事には若さと行動力、そして新たな視点を持って課題解決に向けた取り組みがなされることに期待を寄せるところであります。

さて、本町にありましては、明治32年の開拓以来120年、昭和24年の開町以来70年の記念すべき節目の年を迎え、各種記念行事、式典を通じて町民の皆様とともにお祝いをさせていただいたところであり、議員並びに職員のご協力に深く感謝を申し上げます。本町は、依然として急激な人口減少とそれに伴う少子高齢化の進展が著しく、町政最大の課題となっております。このような中にありましても本年4月には本町の子育て支援、乳幼児教育の拠点となります認定こども園ふたばを開設することができました。また、長年の懸案でありました役場本庁舎の建てかえにつきましても着工することができたところであります。地道ではありますが、これまで進めてまいりました各種制度、施策の推進とあわせてにぎわいのある明るい話題を提供することができたものと、そのように考えているところでございます。

本町を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しておりますが、来年は私の2期目の任期の折り返しの年となります。町民の負託に応え、議員の皆さん、そして職員の力をおかりして自主財源の乏しい脆弱な財政基盤ではありますが、本町の重要

課題への対応と住民生活基盤の確保に向けた町づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

改めて議員各位には、これまで住民代表として本町の発展、振興にご理解とご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。体調管理が難しい冬の訪れとなっております。どうかご自愛いただき、新年を迎えられますことをご祈念申し上げます。本議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（大内兆春） 町長、ありがとうございました。

私からも一言ご挨拶を申し上げます。本年の4回の定例会、3回の臨時会を初めとした数々の議会活動に対しまして、皆様の真摯な取り組みのおかげで無事終了することができましたこと、心よりお礼を申し上げます。

ことしは、上砂川にとって開拓のくわがおろされてから120年、開町してから70年という節目の年であり、式典を初めとするさまざまな記念の行事が開催され、また役場庁舎の建設工事が無事に竣工を迎えることができるよう安全祈願祭を開催されるなど、和やかなムードの中、ことしを終えようとしております。

しかしながら、昨年は胆振東部での地震災害があり、ことしは10月に台風19号の影響により記録的な災害が発生し、多くのとうとい命が失われ、被災地では今なお多数の方々が不自由な生活を送られています。ここに改めて犠牲になられた方々へ哀悼の意をあらわすとともに、被災された皆様に対し心よりお見舞いを申し上げ、一日も早く安心してもとの生活に戻るよう願うものであります。

また、9月には第4次安倍再改造内閣が発足され、予定どおり10月より消費税が10%となりました。増税への景気減速対策も行ってありますが、

いまだに地方では景気回復とは実感を持っていない状況が続いております。地方の景気回復と活力を望む政策、そして国民の多くが安心して暮らせる政治の実現を望むものでございます。

本町の重要課題であります人口減少問題や少子高齢化問題については、総合戦略に基づき子育て支援事業や高齢者支援策及び移住、定住政策に取り組んでおりますが、課題解決に向け、議会の立場からも今後において支援を協力していかなければならないと考えております。町を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化し、その対応に多くのご苦労があると思われませんが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待されるところでございます。

さて、議会におきましては、18期町議会の任期も残すところ1年余りとなりました。本年4月の地方統一選では、多くの自治体選挙で無投票となりました。このことは、決して対岸の火事ではありません。あすの我がことと受けとめなければならぬと考えております。その対策を議会として話し合っていかなければならないと考えております。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しましても重ねて感謝を申し上げます次第でございます。

ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で令和元年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文